

第69号議案

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和5年12月1日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツ、文化、生涯学習等に関する事務を市長が管理・執行することにより、社会教育の充実に係る施策を他の関連行政の取組と一体的に推進し、もって市民が主役の芦屋づくりを実現するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 芦屋市立図書館、芦屋市立公民館、芦屋市立体育館・青少年センター、芦屋市谷崎潤一郎記念館及び芦屋市立美術博物館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（芦屋市立図書館設置条例の一部改正）
- 2 芦屋市立図書館設置条例（昭和26年芦屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第7条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
（芦屋市立図書館設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に芦屋市立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、前項の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例第8条第2項の規定により、芦屋市立図書館協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市立図書館設置条例第8条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
（芦屋市民センター運営条例の一部改正）
- 4 芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）の一部を次のように

改正する。

第4条を削る。

第5条中「芦屋市教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第4条とする。

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

- 5 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「芦屋市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項中「委員会所属職員」を「所属職員」に改める。

第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から14条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第16条中「委員会規則」を「規則」に改める。

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に芦屋市立公民館運営審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の芦屋市立公民館設置条例第15条第2項の規定により、芦屋市立公民館運営審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例第15条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(芦屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 7 芦屋市スポーツ推進審議会条例（昭和62年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会事務局」を「スポーツに関する事務を所管する課」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(芦屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に芦屋市スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定により、芦屋市スポーツ推進審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。こ

の場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定により委嘱又は任命された芦屋市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条、第11条、第11条の2、第14条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正)

11 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項、第6条から第8条まで、第9条及び第11条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1及び別表第3の表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例第13条第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例第13条第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正)

13 芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条の2第1項、第2項第4号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

15 この条例の施行の際現に芦屋市立美術博物館協議会の委員である者は、施行日に、第13項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定により、芦屋市立美術博物館協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における第13項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立美術博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(芦屋市文化財保護条例の一部改正)

16 芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「教育委員会」を「市長」に、同条中「芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第3項並びに第5条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条から第10条まで、第11条及び第12条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会に」を「市長は、文化財保護法第190条第2項の規定に基づき、」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(芦屋市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に芦屋市文化財保護審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の芦屋市文化財保護条例第14条の規定により、芦屋市文化財保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第15条の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市文化財保護条例第14条の規定により委嘱された芦屋市文化財保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(経過措置)

- 18 施行日前に附則第2項の規定による改正前の芦屋市立図書館設置条例、附則第5項の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例、附則第9項の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例、附則第11項の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例、附則第13項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例若しくは附則第16項の規定による改正前の芦屋市文化財保護条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に改正前条例等の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ附則第2項の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例、附則第5項の規定による改正後の芦屋市立公民館設置条例、附則第9項の規定による改正後の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例、附則第11項の規定による改正後の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例、附則第13項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例又は附則第16項の規定による改正後の芦屋市文化財保護条例の相当の規定によりされたものとみなす。

参 照 1

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例要綱

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツ、文化、生涯学習等に関する事務を市長が管理・執行することにより、社会教育の充実に係る施策を他の関連行政の取組と一体的に推進し、もって市民が主役の芦屋づくりを実現するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館、公民館、体育館・青少年センター、谷崎潤一郎記念館及び美術博物館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。

3 施行期日等

- (1) 施行期日 令和6年4月1日
- (2) 本条例の制定に伴い、次の条例の関係規定を整理する。

ア 芦屋市立図書館設置条例

イ 芦屋市民センター運営条例

ウ 芦屋市立公民館設置条例

エ 芦屋市スポーツ推進審議会条例

オ 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例

カ 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例

キ 芦屋市立美術博物館条例

ク 芦屋市文化財保護条例

(3) 経過措置

ア (2)オ、カ及びキの改正前の条例により教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、改正後の条例により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

イ 施行日の前日において(2)ア、ウ、エ、キ及びクの改正前の条例による協議会又は審議会の委員である者は、施行日に、改正後の条例による協議会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正前の条例により委嘱された協議会又は審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

ウ 施行日前に(2)ア、ウ、オ、カ、キ及びクの改正前の条例によりされた承認その他の行為又は申請その他の手続は、改正後の条例の相当の規定によりされたものとみなす。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

(第10号及び第11号省略)

- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。

(第16号から第19号まで省略)

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

社会教育法第8条の2の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則（未定稿）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第8条の2第1項に規定する特定事務のうち芦屋市教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（令和5年芦屋市条例第 号）本則第1号に規定する特定社会教育機関（次号において「特定社会教育機関」という。）の設置及び廃止に関する事務
- (2) 特定社会教育機関の管理に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

社会教育法抜粋

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 省略

2 省略

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第8条の2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

移管に係る事務

| | | |
|---|---|------------|
| 生涯学習課の事務 谷崎潤一郎記念館の事務、施設の管理運営 美術博物館の事務、施設の管理運営 | ⇒ | 一部を市長部局へ移管 |
| スポーツ推進課の事務 体育館・青少年センターの事務、施設の維持管理 | ⇒ | 全部を市長部局へ移管 |
| 市民センター(市民会館・老人福祉会館)の事務、 施設の管理運営 | ⇒ | 全部を市長部局へ移管 |
| 公民館の事務、施設の管理運営 | ⇒ | 全部を市長部局へ移管 |
| 図書館の事務、施設の管理運営 | ⇒ | 全部を市長部局へ移管 |
| 青少年育成課の事務 | ⇒ | 移管なし |
| 青少年愛護センターの事務 | ⇒ | 移管なし |

【市長部局】

| 移管後に所掌する事務 | 現行の所管課 |
|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・芸術及び文化の推進に関すること。 ・文化財保護、文化財保護審議会に関すること。 ・市史の編集に関すること。 ・谷崎潤一郎記念館、美術博物館の管理・運営に関すること。 | 生涯学習課 文化財係 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興に関すること。 ・社会教育機関との連絡調整に関すること。 ・富田碎花賞、富田碎花旧居の管理・運営に関すること。 ・三条分室、三条デイサービスセンターの施設管理に関すること。 | 生涯学習課 管理係 |

【教育委員会】

| 引続き教育委員会が所掌する主な事務 | 現行の所管課 |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の企画、推進、調整に関すること。 ・社会教育委員に関すること。 ・社会教育関係団体に関すること。 ・コミュニティ・スクールに関すること ・コミュニティ・スクールの施設管理に関すること。 ・社会教育における人権啓発に係る調査研究、調整に関すること。 ・人権教育関係の団体に関すること。 ・ユネスコに関すること。 | 生涯学習課 管理係 |